

春日部市業務委託契約に関する入札の一抜け方式取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第40条の規定に基づき、市が発注する業務委託契約の競争入札に係る入札の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一抜け方式による入札 競争入札において、該当する複数の業務委託の落札決定順位の方法をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の業務委託において落札候補者となった者がした落札決定順位下位の業務委託の入札書を失格とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 工区別分割発注業務委託 同一業務委託区域内の業務委託又は業務委託区域が隣接する業務委託で、委託期間が重複しており、限られた委託期間内での業務委託を実施するために、委託契約に関する管理の適正化、受注機会の確保等の点から分割発注等を行う業務委託をいう。
- (3) 市長が必要と認める特別な場合の業務委託 業務内容面等から工区別分割発注業務委託と同様な状況にある業務委託で、業務委託の規模、委託期間、業務工程や将来にわたる緊急時での対応など、該当業務委託を総合的に考慮した場合、適正な業務委託履行確保等の面から市長が必要と認める業務委託をいう。

(一抜け方式による入札)

第3条 工区別分割発注業務委託、又は、市長が必要と認める特別な場合の業務委託で、複数の業務委託が同時発注となる競争入札においては、一抜け方式による入札を行うことができるものとし、その対象となる業務委託については、公告または指名通知によりあらかじめ周知するものとする。ただし、落札決定順位下位の業務委託において、当該複数の業務委託数及び参加者数の状況から、一抜け方式による入札を行うと競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み一抜け方式による入札は行わないものとする。

(その他)

第4条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。